

## 建設発生土処分先一覧表に掲載する建設発生土リサイクルプラントの判断基準

### 1 申請書類の審査

建設発生土リサイクルプラントの申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

- ① 申請書類がすべて提出されていること。
- ② 処理土を製造する施設については、利用先の用途に応じた品質を安定して確保でき、原則として、最大粒径 50mm かつコーン指数  $qc=800\text{kN/m}^2$  以上の処理土を安定して製造できること。
- ③ 改良土を製造する施設については、②に該当し、かつ、受入土に対して添加材を定率に供給でき、解砕機能を備え、均一混合ができる装置を備えた設備を有すること。
- ④ 処理土以外の再生材を製造する事業者は、独自の製品基準を定めていること。
- ⑤ 受入価格が適正であること。
- ⑥ 受け入れる土質に応じて、次に掲げる施設であること
  - ア 粘性土を受け入れる場合 ③に該当する施設
  - イ 軟岩及び硬岩等を受け入れる場合 岩石を破砕及び選別する設備を有する施設
- ⑦ 十分な受入土仮置場及び再生材仮置場を備えていること。
- ⑧ 施設の周辺の住民に対して施設の概要を周知するよう努めていること。この場合において、周知方法は、施設周辺の住宅配置の状況等を勘案し、日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会、戸別訪問による説明、施設の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見やすい場所への掲示、回覧又は施設の概要を周知するための適切な方法とする。
- ⑨その他関係法令に違反していないこと。

### 2 申請書類に係る現地調査

建設発生土リサイクルプラントの申請書類に係る現地調査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

- ① 事業者の名称、所在地及び連絡先並びに施設の名称及び連絡先を記載した標識が、施設内の公衆の見やすい場所に掲示されていること。
- ② 平面図に示された事業範囲並びに建設発生土及び再生材の仮置き場が、杭等の目印により判別できること。
- ③ 施設の出入口において、柵や施錠により外部からの侵入を制限する措置が講じられていること。
- ④ 建設発生土の受け入れが随時可能であること。
- ⑤ 隣接地及び周辺地域において、土砂の崩落又は流出による二次災害が生じないよう地盤改良又は擁壁の設置等の安全上必要な措置が講じられていること。
- ⑥ 施設の雨水が適正に排出でき、施設及びその周辺に、汚濁水又は流出土砂等による

被害が生じないような適正な規模及び構造の排水路、沈砂池、沈殿池又は調整池その他の排水施設が設置されていること。

- ⑦ 施設外の道路を汚さないための必要な措置が講じられていること。
- ⑧ 施設内の道路は、ダンプトラック（10 t 車）が通行できる幅員が確保されていること。また、施設内の交通を支障なく処理でき、施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、施設外と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるよう設計されていること。
- ⑨ 国道及び県道等から施設に至る道路は、ダンプトラック（10 t 車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていること。
- ⑩ 降雨及び降雪等の影響による品質低下を避けるために、シートで覆う等の管理が行われていること。ただし、再生材の仮置きがない場合は、品質低下を避けるための必要な措置が確保されていること。
- ⑪ 産業廃棄物が混入していないこと。
- ⑫ 再生材の製造が確認できること。ただし、再生材を製造する建設発生土がない場合は、施設の稼働が確認できること。

### 3 更新申請書類の審査

建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

- ① 更新申請書類がすべて提出されていること。
- ② 受入価格が適正であること。
- ③ その他関係法令に違反していないこと。

### 4 更新申請書類に係る現地調査

建設発生土リサイクルプラントの更新申請書類に係る現地調査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

- ① 申請時と同等の管理状況等が確認できること。
- ② 産業廃棄物が混入していないこと。
- ③ 再生材の製造が確認できること。ただし、再生材を製造する建設発生土がない場合は、施設の稼働が確認できること。
- ④ 受入・搬出実績表、搬入集計表及び搬出集計表を証明する書類が確認できること。
- ⑤ 品質管理状況を証明する書類が確認できること。